

ZENBUTSU

全仏

No.

623



仏暦2559年10月
[2016年]

CONTENTS

財団創立 60 周年記念事業への思い 第 32 期副会長 篠原 法傳……………	2
財団創立 60 周年記念事業の進捗……………	4
本会 web サイトに財団創立 60 周年ページ設立のお知らせ……………	5
第 47 回部落解放・人権夏期講座参加 災害救援活動団体に対する支援のご案内……………	6
平成 28 年熊本地震における被災寺院数一覧 事務総局録事・アンケートご協力のお礼・ 仏教伝道協会助成金のお知らせ……………	7
寺院が知っておきたい法律知識……………	8



金剛峯寺 檀上加藍・中門



公益財団法人
全日本仏教会
WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター

財団創立六十周年

記念事業への思い

第三十二期副会長

篠原 法傳



この度、第三十二期会長・真言宗智山派管長の小峰一允猊下のもと、副会長に就任致しました、兵庫県仏教会の篠原法傳でございます。身に余る職に推挙頂き、もとより浅学菲才の身ではございますが、会長と共にお釈迦さまの教えを守り、その教えを社会に広め、お釈迦さまの「和」の精神を基調に歩んでいけるよう努力する所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、私共、兵庫県仏教会は、兵庫県下にある仏教寺院約三千六百ヶ寺で組織されております。その範囲は、北は日本海から南は瀬戸内海の二つの海に接していて、淡路島を含むその面積は近畿地方

の府県の中でも最大のものであります。その広大な範囲にある市町村の状況は様々であり、南部の瀬戸内海沿岸は工業地帯として、又阪神間はベッドタウンとして開けています。一方、中部から北部にかけては農林水産業を主な産業としておりますが、豪雪地帯ということもあり、過疎化が進んでいる地域が多いことが実情であります。兵庫県はこのような両面をもつ市町村が存在する県であり、そのような環境の中にある寺院の状況も様々で、温度差を感じることは否めません。

北部にある某寺院ご住職のお話を伺ったことがあります。若い年齢層の檀家は都会の生活を求め故郷を出て行く。しかし寺は故郷から出て行くことはできない。その檀家を追いかけて都会までお参りに出かけることがしばしばある。檀家は減ることがあっても増えることはまずない。歴史ある古い村の寺なので、格式もあり建物も立派なものであるが故に、その維持管理をしていくことすら危うい状態であるとのこと。寺離れというのか宗教離れというのか、将来のことを考えると夢も希望もなくなりますとお話でありました。

しかし、冷静に観察すると、このような問題は形が違っても過疎化が進む地域だけのものではないということを感じます。寺院に携わる人間が思うよりも、社会の人は寺院を重要視していないという危機感を持ち始めているのは、私だけではないと思います。

古来、寺院は寺子屋として地域社会に貢献してきました。学校、役場、病院、集会所などの代わりをしてきました。しかし、時代を重ねるごとにその役割は形を変え、寺は葬式や法事をする場所であり、僧侶はその際に呼ぶ人となっているのではないのでしょうか。

世間の多くはそのような認識を持っておられるのかもしれない。いや、もしかすると現実はずっと厳しいものなかもしれません。

先般、話題になっている「お坊さん便 僧侶手配サービス」は、葬儀や法事をインターネットで申し込み、僧侶を手配するサービスで、戒名の授与まで行っています。大変遺憾なこととして、全日本仏教会では「販売中止のお願い」の文書を送付しました。私たちの常識では、インターネットで僧侶を手配するなど考えにも及ばないことですが、世間の一部の人はこれを受け入れ実際に注文される方がいるということですから、常識の範囲が変わってきたということでありましょう。しかし、これらも葬儀や法事という伝統仏教文化を利用した商売であり、儲けたいという人間の欲望から考え出された新商法としか思えません。

人間は生きている限り欲望を持

ちます。その欲望は満たされた途端に次の欲望に発展します。例えば車がほしいと思います。最初は軽自動車で十分だと思っても、段々と普通乗用車が欲しくなってきました。普通乗用車が手に入れば次は排気量の大きな車に、そしてスポーツカーとその欲望はどんどん膨れ上がりどまることを知りません。それは車だけではありません。きれいな服を着たい、大きな家に住みたい、おいしいものを食べたいなど、欲望を満足させることが幸せと考えがちなのです。そしてその欲望は生きている限り、どんどん膨らむばかりです。生きていくからこそ、そのような欲望は起こってくるのです。生きていく限り決して「満足した」という終点にたどり着くことができないこの繰り返しですが、果たして幸せといえるのでしょうか。そしてその欲望を手に入れる為にやがて争いの心が生じてきます。

うのです。人は皆いつか死にます。しかし、そのことを意識して日々を生きている人はあまりいないでしょう。限られた命を持つことに気付けば、つまらない争いは無意味であることがわかるはずですが、そして、争いよりも大切なものややるべきことに気付き、まわりの人とのように暮らしていくのがよいのかということを考えるようになるでしょう。

「それ積教は汗にして際なく
涯なし。一言にしてこれを
蔽えばただ二利に在り」

これは弘法大師の言葉ですが「仏教は広大無辺な教えですが、一言で述べるならば二利（自利・利他）に尽きます」とおっしゃっています。すなわち自分が修行して悟りを得ること（自利）と、他人の為に尽くすこと（利他）の二つを行うことが理想とされるのです。自利と利他は相反するものではなく、大きな輪のようにつながっているということです。具体的な例を挙げれば、阪神・淡路大震災の体験者としてのお話ですが、ボランティアの現場で人を手助けすることで「実は自分が救われていた」と気付いた人が多くあったということです。

全日本仏教会は平成二十九年に財団創立六十周年を迎えます。この年は阪神・淡路大震災犠牲者七十三回忌、東日本大震災犠牲者七回忌、平成二十八年熊本地震犠牲者一周忌に当たります。これらの災害による犠牲者の年忌が重なるということを偶然と考えずに真摯に受け止め「仏陀の和の精神」の意味を再認識し、この精神を社会において育み伝えていく為に、東日本大震災被災地での仏教徒会議の開催を計画しております。これらの震災で失ったものはあまりにも大きいですが、ボランティア活動を通して、自利・利他の精神を学ぶことができた若者が多くいました。今後の宗教者としての災害復興支援のあり方を考えることと同時に、本当の幸せとは何なのかを再確認する時と場所を、多くの仏教徒に提供できる全日本仏教徒会議なることを願っております。

●プロフィール

篠原 法傳（しのはら ほうでん）
高野山真言宗 別格本山 圓満寺
名誉住職
昭和十三年三月二十一日生まれ

【最終学歴】

龍谷大学卒業
高野山専修学院卒業

【役職】

高野山真言宗宗会議員
兵庫県仏教会会長
総本山金剛峯寺耆宿

●所在地

〒662-0974
兵庫県西宮市社家町1-36
TEL 0798-13512388
FAX 0798-13518802



財団創立60周年記念事業の進捗

財団創立60周年記念事業にあたり、各種の進捗をお知らせ致します。

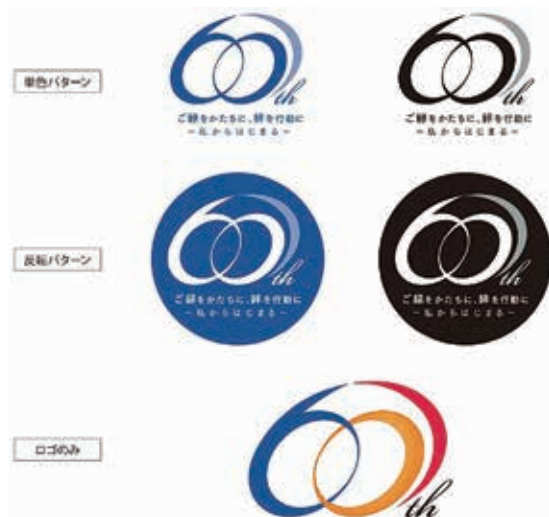
テーマ 「ご縁をかたちに、絆を行動に — 私（わたくし）からはじまる —」

地域や世界という概念を通じて、さまざまな人々との縁や絆を結びながら、私たちが主体となって行動に移すことを、表現しています。

ロゴマーク

【イメージ】

大きな輪は「世界・地域」を連想させ、
行動を表す赤い曲線がそれらを包んでいます



記念式典・第44回全日本仏教徒会議福島大会

1953（昭和28年）8月、第1回全日本仏教徒会議が高野山で開催され、第2回からは本会と加盟団体で共催しております。これまでに43回を実施し、仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的に、様々なテーマについて議論を重ね、仏教徒の立場から提言や宣言を発表してきました。

開催日 2017（平成29）年10月13日（金）、14日（土）
場所 ホテルハマツ（13日）福島県郡山市虎丸町3番18号
ビッグパレット（14日）福島県郡山市南二丁目52番地

WFB（世界仏教徒連盟）日本大会

WFBは世界の仏教徒が交流や友好を目的に、1950（昭和25）年に設立されました。本部をタイ・バンコクに置き、世界各国から約170の地域センターが加盟しております。日本からは唯一のセンターとして全日本仏教会が加盟しており、世界仏教徒会議（WFB大会）が2年に一度、世界各地で開催されます。

開催日 2018（平成30）年11月5日（月）～9日（金）
場所 【会議】マロウドインターナショナル成田 千葉県成田市駒井野763-1
【記念法要】曹洞宗大本山總持寺 神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-1



本会Webサイトに財団創立60周年ページ設立のお知らせ

10月7日に本会Webサイトから財団創立60周年ページを設立します。ページ内では各種事業のお知らせなどを随時公開します。ぜひご覧ください。

【コンテンツ】

- ごあいさつ
- 歴史・沿革
- スポンサー
- 記念事業紹介
- テーマ・ロゴ
- アクセス
- Facebook



※写真はイメージです

第四十七回部落解放・人権夏期講座参加

第四十七回部落解放・人権夏期講座が、八月二十二日～二十四日の三日間、高野山大学を会場に開催された。本講座には、行政、教育、マスコミ、一般企業、そして同宗連（同和問題）にとりくむ宗教教団連帯会議）を通して宗教界からの参加者を含め約千五百人が受講した。本会からは四名が参加した。本講座は、部落問題やLGBTを対象とする性差別、人種差別、障がい者差別、地域による差別等、人権問題の諸相を広く学習するもので、全体講演と課題別講演の中から、学習目的にあった講座を受講することができる。

【部落差別】

部落差別においては、今でもたしかに存在しており、それは社会的差別の問題で、合わせて市民的課題であるということが検証された。データから結婚差別や被差別部落の女性における複合差別の実態と課題も示された。本年二月より起こっている「全国部落調査」復刻版出版事件等、今もなお、目に見える差別が横行している。過去帳開示問題や身元調査の問題において、改めて研鑽を深めた。

【障がい者差別】

障がい者の差別については、かつての障がい者は「保護の対象」であったが、今は「権利の主体」であることが確認された。本年四月一日より障害者差別解消法が施行され、差別的な取り扱いが禁止された。また、障がい者へ「合理的配慮」

の提供を寺院もしていかなければならないと示された。

【性差別】

性差別問題に関する講演では、特に同姓間の婚姻について、アメリカ大陸、ヨーロッパを中心に近年世界で次第に認められる傾向にある中で、日本は法的には「放置」の状態にあることが示された。それに対し、東京都渋谷区で始まった自治体によるパートナーシップ証明が出される動きがでてきている。婚姻を含む、憲法により幸福を追求する権利を保障されている日本において、今後考えてゆくべき問題である。他にも、難民、依存症問題等、多岐にわたる人権問題に対し、宗教者として取り組むべき姿勢を考える契機となった研修であった。



高野山大学体育館での開会式

災害救援活動団体に対する支援のご案内（第12次）

本会では甚大な自然災害に対し、幅広く迅速な支援を行うことを目的に支援金の拠出を行ってまいりました。このたび第12次支援として下記内容にて東日本大震災や熊本地震をはじめとする、国内外の激甚災害に対する支援活動を対象とし、本会救援基金による被災地支援を行うはこびとなりましたのでご案内いたします。

※助成金申込ご希望の方は、必ず下記項目をご確認いただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

■支援名称■ 公益財団法人全日本仏教会 災害救援活動支援金

■支援対象■ 寺院（住職・教師等）が主体の団体による、被災地地域住民のために行う事業

1：被災地におけるボランティア活動（例：炊き出し、傾聴ボランティア、瓦礫撤去、足湯等）

2：被災地の子どもを対象とした保養事業（例：被災地の子どもを他府県に招いての寺子屋・キャンプ開催等）

※同一団体からの申請は、熊本地震・東日本大震災・その他被災地に対し、それぞれ1件ずつといたします
対象活動期間内の同一事業複数開催は、一事業とみなします

■支援内容■ 熊本地震 事業経費の30%、30万円を上限に拠出

東日本大震災 事業経費の30%、10万円を上限に拠出

その他被災地 事業経費の30%、10万円を上限に拠出

※事業経費とは、支援活動にかかる経費（交通費、宿泊費、材料費、運搬費、講師謝礼等）であり、主催者の日当などは含みません

■対象活動期間■ 2016年2月1日～2016年9月30日を、対象活動期間といたします

■申込締切日時■ 2016年10月31日（月）16時必着 ※全ての提出物の締切になります

■申込方法及びその後の流れ（必ずお読みください）■ 下記書類に必要事項をご記入の上、ご提出ください

【ご提出書類及びデータ一覧】

○郵送・宅配でのご提出書類：

①助成金申請書兼活動報告書（本会webサイトよりダウンロードできます）

②事業決算書（本会webサイトよりダウンロードできます）

③事業経費の領収書のコピー

④保養活動参加者に配布した日程表（コピー可）

⑤チラシ等の宣伝物（コピー可）

⑥支援活動を行った方々の感想や本会への要望（400字程度・メール提出可）

○メールでのご提出データ：

⑦当日の活動内容がわかる写真（支援場所、支援内容、支援対象者が写っているものを3枚）

【ご提出宛先】 ○郵送・宅配でのご提出書類宛先：公益財団法人全日本仏教会 財務部

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階

○メールでのご提出データ送付先アドレス：zaimu@jbf.ne.jp

【注意事項】 ※①～⑤は郵送以外でのお申込は受付いたしません

※⑥は印刷物にて郵送またはメールでお送り下さい

※⑦について、財務部アドレス（zaimu@jbf.ne.jp）まで、メールでお送りください

※⑦について、メールでお送りいただく際、件名を、「全日本仏教会 災害救援活動写真送付 ○○○○

（○は申請者氏名）」としてください

※①～⑦の全てが本会に到着し、担当者が確認した段階で受付完了といたします

※拠出の可否は、本会の支援検討会議（平成28年11月開催予定）を経て、ご連絡いたします

※支援金は助成金申請書内記載の金融機関口座へお振込みいたします

平成28年熊本地震における被災寺院数一覧

	被災概況		被災寺院の具体的被災状況									人的被害状況	
	総寺院数	被災寺院数	本堂			庫裏等			付属建物			死亡 (僧侶)	死亡 (寺族、檀信徒、門信徒)
			全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊		
熊本県	1027	661	9	15	315	7	3	206	7	5	230	0	23
大分県	1110	117	0	0	61	0	0	25	0	0	46	0	0
宮崎県	279	9	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0
福岡県	1803	66	0	0	34	0	0	15	0	0	17	0	0
長崎県	599	10	0	0	7	0	0	0	0	0	8	0	0
佐賀県	862	132	0	0	90	11	0	7	0	0	44	0	0
鹿児島県	327	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	6007	995	9	15	510	18	3	253	7	5	347	0	23

※8月1日現在 ※本会加盟団体59宗派を基に作成（35宗派回答）

アンケートご協力のお礼



6月号・8月号・9月号と、3回にわたりアンケートを実施いたしました。

お寄せいただきました貴重なご意見、ご感想等を参考に機関誌「全仏」やwebサイトの運営・内容の向上に努めてまいります。

皆様にはご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

事務総局録事

8月(1日~15日)

- 1日 ▶(株)マクロミル高橋氏他来局 事務総局
凸版印刷(株)古谷氏来局 事務総局
- 2日 ▶自由民主党組織運動本部長山口氏訪問
東京・自由民主党本部
- 4日 ▶(株)CIA松浦氏来局 事務総局
比叡山宗教サミット29周年世界平和祈りの集い出席
滋賀・比叡山延暦寺
- 5日 ▶ティケイヘンデルアート黒塚氏来局 事務総局
▶石上理事長訪問 東京・築地本願寺
- 8日 ▶原爆殉難者慰霊祭出席
長崎・平和公園原爆落下中心碑
- 9日 ▶大和証券(株)主催 社団・財団法人向けセミナー
『役員が知っておくべき不正事例』出席
東京・大和コンファレンスホール
- 10日 ▶局内会議 事務総局
- 15日 ▶日蓮宗主催「千鳥ヶ淵戦没者追悼供養並世界立正
平和祈願法要」出席 東京・千鳥ヶ淵戦没者墓苑

8月(16日~30日)

- 17日 ▶ティケイヘンデルアート黒塚氏来局 事務総局
- 18日 ▶大和証券(株)佐藤氏来局 事務総局
- 19日 ▶朝日ビジネスソリューション(株)渡辺氏来局 事務総局

- 22日 ▶NHK篠田氏来局 事務総局
▶大建工業(株)中西氏他来局 事務総局
- 23日 ▶(公財)日本宗教連盟第4回幹事会出席 事務総局
▶(株)内外切抜通信社河原氏来局 事務総局
- 25日 ▶富士ゼロックス(株)間篠氏来局 事務総局
▶無料法律相談開催 事務総局
▶(株)大陸旅遊遠藤氏来局 事務総局
▶法華宗(本門流)教学部長三吉氏来局 事務総局
▶NHK渋谷スタジオ訪問 東京・NHK渋谷スタジオ
- 26日 ▶キャノンマーケティングジャパン(株)鈴木氏
他訪問 東京・キャノンSタワー
▶曹洞宗宗務総長釜田氏他訪問 東京・曹洞宗宗務庁
▶真言宗豊山派宗務総長星野氏他訪問
東京・真言宗豊山派宗務所
- ▶大村印刷(株)是永氏来局 事務総局
- 29日 ▶東京大学下田氏他訪問 東京・東京大学
▶全日本葬祭業協同組合連合会松本氏来局 事務総局
- 30日 ▶局内会議 事務総局
- 31日 ▶比叡山宗教サミット30周年記念「世界宗教者平和の祈
りの集い」日本宗教代表者会議設立準備委員会出席
京都・新・都ホテル

寺院向け お電話1本でカンタン申込み。相談無料。

税金なんでも相談

電話 or 対面 どちらでも
相談できます



寺院運営をする上で起こる様々な
税金の悩みに、エキスパートたちが
1ストップでお応えいたします!

財務部までお問合せ TEL.03-3437-9275

仏教伝道協会助成金のお知らせ

本会加盟団体の仏教伝道協会は、国内外にて積極的な活動を行っている個人及び団体を支援するため、助成金制度を設けております。

この度、より多くの個人及び団体に本制度をご活用いただくため、改めて本制度をご案内させていただきます。詳細は仏教伝道協会Webサイトにて掲載しておりますので、ご覧ください。





寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門②1

不動産の貸付 6

〈借地人名義を親から子へ変更することについて〉

●譲渡と贈与税

借地人が生前に自分の息子に名義を替えたいと申出することはしばしばあります。これには色々な理由があります。親から子へ借地権が移る場合は、①相続による場合②生前贈与による場合③親が子に対して借地権を売却する場合があります。①の場合は相続税の対象となり、②の場合は贈与税の対象となり、③の場合は譲渡所得税の対象となります。ところが、親子の場合ですので①を除いて、生前に借地権の譲渡が行われる場合は②の贈与契約によるものがほとんどです。適正な価格で売買されるということはあまりありません。ところが②の贈与契約で借地権が親から子へ移ったとすると贈与税がかかります。贈与税は相続税の補完税ですが、相続税に較べるとその税率は高くなっています。条件にもよりますが、借地権価格の3分の1近くなる場合もあります。もっとも父母等から住宅取得資金の贈与をうけたときは、一定の要件に従って3,500万円までは贈与税は課税されないことになっています。

●申出の根拠

それでは、借地人は何故このような申出を地主にするのでしょうか。借地人が高齢の場合、金融機関から借入をおこすことは不可能な場合が多くあります。何故なら、高齢の方は収入が少なく、ローンを組むことができないからです。そこで同居している息子がローンを組むこととなります。しかし、建物はローンを組んだ息子名義にしなければなりません。そこで借地人の名義も息子名義に変更しないと転貸になってしまい、ローンを組むことにも支障をきたすからです。

●地主の対応

第一に、借地人が本当に息子に譲渡するのかどうか確認します。売買なのか贈与なのかきいてみます。そして、贈与なら贈与税がかかる可能性があることを話しましょう。しかし、これを回避する方法があります。それは「借地権の使用貸借に関する確認書」(右側参考)を、地主、借地人(親)、建物所有者(息子)の3名連盟して税務署へ提出しておくことです。これを提出しておきますと贈与税はかかりません。この確認書は、借地人がその息子に無償で転貸があっても借地権の価値や法律関係に変更がないことを税務署に確認してもらうためのものです。但し、借地人に万一のことがありますと、この借地権は転貸している借地権ではなく、通常の借地権として相続税の対象となります。しかし、贈与税を支払うよりは税金が安くなります。

このような対応策を借地人は知らない場合がほとんどです。借地人から相談があったら、このことを教えてあげて、協力してあげるとよいでしょう。右の用紙は税務署にありますから、税務署に問い合わせてください。

借地権の使用貸借に関する確認書

① (借地権者) _____ 殿は、(借受者) _____ 殿に対し、平成 ____年 ____月 ____日 にその借地している下記所在の土地 [_____ に建物(建築)を建築させることになったが、その土地の使用関係は使用貸借に基づくものであって、 _____ 殿の借地権者としての従前の地位には何ら変更を来すものではない。]

記

土地の所在 _____
地 積 _____

② 上記①の事実と相違なく、従って、今後相続税等の課税に当っては、建物の所有者はこの土地について何らの権利を有せず、借地権者が借地権を有するものとして取り扱われることを確認します。

平成 ____年 ____月 ____日

借地権者(住所) _____ (氏名) ㊟
電話 () _____

建物の所有者(住所) _____ (氏名) ㊟
電話 () _____

③ 上記①の事実と相違ありません。

平成 ____年 ____月 ____日

土地の所有者(住所) _____ (氏名) ㊟
電話 () _____

上記の事実を確認した。

平成 ____年 ____月 ____日
(確認者) _____ 税務署 _____ 部門 担当者㊟

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修